

報告第一号

令和二年第四回定例県議会議案に対する教育委員会の意見について

大分県教育委員会の権限に属する事務の一部を教育長に委任し又は臨時に代理させる規則（昭和三十五年大分県教育委員会規則第五号）第三条第一項の規定に基づき、別紙のとおり臨時に代理し処分したので、同条第二項の規定により報告する。

令和二年十一月三十日提出

大分県教育委員会教育長 工藤利明

教委教改第1005号

令和2年11月20日

大分県知事 広瀬 勝貞 殿

大分県教育委員会

教育長 工藤 利明

議案に対する教育委員会の意見について（回答）

令和2年11月18日付け財第407号で照会のあった上記のことについて、下記のとおり回答します。

記

原案のとおり提出することに異議ありません。

(公印省略)

財 第 4 0 7 号  
令和2年11月18日

大分県教育委員会

教育長 工 藤 利 明 殿

大分県知事 広 瀬 勝 貞

議案に対する教育委員会の意見について（照会）

下記のとおり県議会に議案を提出する予定ですので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定により貴委員会の意見を求めます。

#### 記

##### 1 議 案 名

- ・ 職員の給与に関する条例等の一部改正について
- ・ 大分県使用料及び手数料条例の一部改正について
- ・ 大分県自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例の制定について
- ・ 工事請負契約の締結について
- ・ 警察署の名称、位置及び管轄区域条例等の一部改正について

##### 2 議案提出県議会

令和2年第4回定例会

## 第百十五号議案

職員の給与に関する条例等の一部改正について

職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例を次のように定める。

令和二年十一月二十五日提出

大分県知事 広 瀬 勝 貞

職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例

(職員の給与に関する条例の一部改正)

第一条 職員の給与に関する条例(昭和三十二年大分県条例第三十九号)の一部を次のように改正する。

第二十二條第二項及び第三項中「百分の百三十」を「百分の百二十五」に、「百分の百十」を「百分の百五」に改める。

第二条 職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第二十二條第二項及び第三項中「百分の百二十五」を「百分の百二十七・五」に、「百分の百五」を「百分の百七・五」に改める。

(一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正)

第三条 一般職の任期付職員の採用等に関する条例(平成十五年大分県条例第四十二号)の一部を次のように改正する。

第八條第二項中「百分の百三十」を「百分の百二十五」に、「百分の百七十」を「百分の百六十五」に改める。

第四条 一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を次のように改正する。

第八條第二項中「百分の百二十五」を「百分の百二十七・五」に、「百分の百六十五」を「百分の百六十七・五」に改める。

(一般職の任期付研究員の採用等に関する条例の一部改正)

第五条 一般職の任期付研究員の採用等に関する条例(平成十五年大分県条例第四十三号)の一部を次のように改正する。

第六條第二項中「百分の百三十」を「百分の百二十五」に、「百分の百七十」を「百分の百六十五」に改める。

第六条 一般職の任期付研究員の採用等に関する条例の一部を次のように改正する。

第六條第二項中「百分の百二十五」を「百分の百二十七・五」に、「百分の百六十五」を「百分の百六十七・五」に改める。

(特別職の常勤職員の給与等に関する条例の一部改正)

第七条 特別職の常勤職員の給与等に関する条例(昭和二十六年大分県条例第十四号)の一部を次のように改正する。

第五條中「百分の百三十」を「百分の百二十五」に、「百分の百七十」を「百分の百六

十五」に改める。

第八条 特別職の常勤職員の給与等に関する条例の一部を次のように改正する。

第五条中「百分の百二十五」を「百分の百二十七・五」に、「百分の百六十五」を「百分の百六十七・五」に改める。

(大分県議会議員の議員報酬及び費用弁償条例の一部改正)

第九条 大分県議会議員の議員報酬及び費用弁償条例(昭和二十二年大分県条例第十号)の一部を次のように改正する。

第七条第二項中「百分の百七十」を「百分の百六十五」に改める。

第十条 大分県議会議員の議員報酬及び費用弁償条例の一部を次のように改正する。

第七条第二項中「百分の百六十五」を「百分の百六十七・五」に改める。

#### 附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第二条、第四条、第六条、第八条及び第十条の規定は、令和三年四月一日から施行する。

#### 理 由

人事委員会の勧告等の趣旨を尊重し、国及び各県の給与改定等の事情を考慮して、期末手当の支給割合を改定する必要があるので提出する。

第百十六号議案

大分県使用料及び手数料条例の一部改正について

大分県使用料及び手数料条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和二年十一月二十五日提出

大分県知事 広 瀬 勝 貞

大分県使用料及び手数料条例の一部を改正する条例

大分県使用料及び手数料条例（昭和三十二年大分県条例第二十七号）の一部を次のように改正する。

別表第一の大分県立武道スポーツセンターの項及び大分県立フェンシング場の項中「公益財団法人大分県体育協会」を「公益財団法人大分県スポーツ協会」に改める。

別表第三の県税関係証明事務の項中「第六十条」を「第六十条の二十」に改め、同表の家畜人工授精関係事務の項中

家畜人工授精所 開設許可申請手 数料	一 件	五、七〇〇円	を
--------------------------	-----	--------	---

家畜人工授精所 開設許可申請手 数料	一 件	五、七〇〇円	に
家畜人工授精所 開設許可証書換 え交付手数料	一 件	一、七〇〇円	
家畜人工授精所 開設許可証再交 付手数料	一 件	一、七〇〇円	

改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

理 由

家畜改良増殖法施行規則（昭和三十五年農林省令第九十六号）の一部改正等に伴い、新たな手数料の設定等を行いたいので提出する。

第百二十二号議案

大分県自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例の制定について  
 大分県自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例を次のように定める。

令和二年十一月二十五日提出

大分県知事 広 瀬 勝 貞

大分県自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例

目次

- 第一章 総則（第一条―第八条）
- 第二章 自転車の安全で適正な利用の促進に関する施策等（第九条―第十二条）
- 第三章 自転車損害賠償責任保険等への加入等（第十三条―第十五条）

附則

第一章 総則

（目的）

第一条 この条例は、自転車の安全で適正な利用の促進に関し、県、自転車利用者、県民、事業者及び交通安全団体の責務等を明らかにするとともに、自転車の安全で適正な利用の促進に関する施策等及び自転車損害賠償責任保険等への加入等について定めることにより、自転車の利用に係る交通事故の防止及び被害者の保護を図り、もって県民が安全に安心して暮らすことができる地域社会の実現に寄与することを目的とする。

（定義）

第二条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 自転車 道路交通法（昭和三十五年法律第百五号）第二条第一項第十一号の二に規定する自転車をいう。
- 二 自転車損害賠償責任保険等 自転車の運行によつて他人の生命又は身体が害された場合における損害賠償を保障することができる保険又は共済をいう。
- 三 事業者 事業を行う法人その他の団体又は事業を行う場合における個人をいう。
- 四 自転車利用事業者 事業活動において自転車を利用する事業者をいう。
- 五 自転車貸付事業者 自転車の貸付けを業とする事業者をいう。
- 六 自転車小売等事業者 自転車の小売又は整備を業とする事業者をいう。
- 七 交通安全団体 交通安全に関する普及啓発活動を行う法人その他の団体をいう。
- 八 学校 学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第一条に規定する小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、特別支援学校、大学及び高等専門学校、同法第二百二十四条に規定する専修学校並びに同法第三百三十四条第一項に規定する各種学校をいう。
- 九 保護者 親権を行う者、未成年後見人その他の者で、未成年者を現に監護するものを

いう。

(県の責務)

第三条 県は、自転車の安全で適正な利用の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進する責務を有する。

(自転車利用者の責務)

第四条 自転車利用者は、自転車が車両（道路交通法第二条第一項第八号に規定する車両をいう。）であることを認識し、次に掲げる事項その他の関係法令に規定する事項を遵守するとともに、自転車を安全で適正に利用しなければならない。

- 一 夜間、道路を通行するときは、前照灯を点灯するとともに、尾灯を点灯し、又はそれに代わる物として関係法令に定める反射器材を備えること。
- 二 酒気を帯びて運転しないこと。
- 三 自転車のハンドル、ブレーキその他の装置を確実に操作し、かつ、道路、交通及び当該自転車の状況に応じ、他人に危害を及ぼさないような速度及び方法で運転すること。
- 四 傘を差し、物を担ぎ、物を持つ等、視野を妨げ、又は安定を失うおそれのある方法で運転しないこと。
- 五 携帯電話用装置を手で保持して通話し、若しくは操作し、又は画像表示用装置に表示された画像を注視して運転しないこと。

(県民の責務)

第五条 県民は、自転車の安全で適正な利用に関する理解を深め、学校、地域等における自転車の安全で適正な利用の促進に関する取組に参加するよう努めるものとする。

2 県民は、県及び市町村が実施する自転車の安全で適正な利用の促進に関する施策に協力するよう努めるものとする。

(事業者の責務)

第六条 事業者は、その事業活動を行うに当たっては、自転車の安全で適正な利用の促進に関する取組を推進するとともに、県及び市町村が実施する自転車の安全で適正な利用の促進に関する施策に協力するよう努めるものとする。

(交通安全団体の責務)

第七条 交通安全団体は、自転車の安全で適正な利用の促進に関する活動を積極的に推進するとともに、県及び市町村が実施する自転車の安全で適正な利用の促進に関する施策に協力するよう努めるものとする。

(関係機関等との連携)

第八条 県は、自転車の安全で適正な利用の促進に関する施策を推進するに当たっては、国、市町村、事業者及び交通安全団体との連携を図るものとする。

第二章 自転車の安全で適正な利用の促進に関する施策等

(自転車交通安全教育等)

第九条 県は、県民が自転車の安全で適正な利用に関する理解を深めることができるよう、交通安全教育及び啓発を行うものとする。



- 2 県は、事業者、交通安全団体及び市町村が実施する自転車の安全で適正な利用の促進に関する取組等を支援するため、情報の提供その他の必要な措置を講ずるものとする。
- 3 事業者は、その従業者に対し、自転車の安全で適正な利用に関する理解を深めることができるよう、研修の実施及び情報の提供を行うよう努めるものとする。
- 4 学校の長は、在学する児童、生徒又は学生に対し、自転車の安全で適正な利用に関する理解を深めることができるよう、発達の段階に応じた交通安全教育を行うよう努めるものとする。
- 5 保護者は、その監護する未成年者に対し、自転車を安全で適正に利用するために必要な教育を行うよう努めるものとする。

( 道路交通環境の整備等 )

第十条 県は、国、市町村及び交通安全団体その他の団体と連携し、自転車を安全に利用することができる道路交通環境の整備及び保全のために必要な措置を講ずるものとする。

( 自転車の点検及び整備等 )

第十一条 自転車利用者、自転車利用事業者及び自転車貸付事業者は、その利用し、又は事業の用に供する自転車について、必要な点検及び整備を行うよう努めるものとする。

- 2 保護者は、その監護する未成年者が利用する自転車について、必要な点検及び整備を行うよう努めるものとする。
- 3 自転車小売等事業者は、自転車を販売し、又は整備するときは、当該自転車を購入し、又は整備を受けようとする者（以下「自転車購入者等」という。）に対し、自転車の点検及び整備の必要性に関する情報を提供するよう努めるものとする。
- 4 自転車利用者は、その利用する自転車について、施錠等盗難防止のための措置を講ずるよう努めるものとする。

( 自転車利用時の安全上の措置 )

第十二条 自転車利用者は、自らの安全を確保するため、利用する自転車の種類、時間帯、利用方法等に応じ、反射材及び交通事故の被害を軽減するための器具の使用その他の安全上の措置を講ずるよう努めるものとする。

- 2 自転車を利用して通学する児童、生徒（中学校、義務教育学校の後期課程、高等学校並びに特別支援学校の中学部及び高等部に在学する者に限る。次項において同じ。）又は学生（高等専門学校に在学する第一学年から第三学年までの者に限る。次項において同じ。）は、乗車用ヘルメットを着用するよう努めるものとする。
- 3 学校（小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、特別支援学校及び高等専門学校に限る。）の長は、在学する児童、生徒又は学生に対し、乗車用ヘルメットの着用その他の安全上の措置に関する指導を行うよう努めるものとする。
- 4 保護者は、その監護する未成年者が自転車を利用するときは、反射材及び交通事故の被害を軽減するための器具の使用その他の安全上の措置に関する指導を行うよう努めるものとする。
- 5 高齢者の家族等は、当該高齢者が自転車を利用するときは、反射材及び交通事故の被害

を軽減するための器具の使用その他の安全上の措置に関する助言を行うよう努めるものとする。

### 第三章 自転車損害賠償責任保険等への加入等

#### (自転車損害賠償責任保険等への加入)

第十三条 自転車利用者（未成年者を除く。）は、自転車を利用するときは、当該利用に係る自転車損害賠償責任保険等へに加入しなければならない。ただし、当該自転車利用者以外の者により、当該利用に係る自転車損害賠償責任保険等への加入の措置が講じられているときは、この限りでない。

2 保護者は、その監護する未成年者が自転車を利用するときは、当該利用に係る自転車損害賠償責任保険等へに加入しなければならない。ただし、当該保護者以外の者により、当該利用に係る自転車損害賠償責任保険等への加入の措置が講じられているときは、この限りでない。

3 事業者は、その事業活動において自転車を利用するときは、当該利用に係る自転車損害賠償責任保険等へに加入しなければならない。ただし、当該事業者以外の者により、当該利用に係る自転車損害賠償責任保険等への加入の措置が講じられているときは、この限りでない。

4 自転車貸付事業者は、その貸付けの用に供する自転車の利用に係る自転車損害賠償責任保険等へに加入しなければならないものとし、その借受人に対し、当該利用に係る自転車損害賠償責任保険等の内容に関する情報を提供するよう努めなければならない。

#### (自転車損害賠償責任保険等への加入の確認等)

第十四条 自転車小売等事業者は、自転車を販売し、又は整備するときは、自転車購入者等に対し、当該自転車の利用に係る自転車損害賠償責任保険等への加入の有無を確認するよう努めるものとする。

2 自転車小売等事業者は、前項の規定による確認により、自転車購入者等が自転車損害賠償責任保険等へに加入していることを確認できないときは、当該自転車購入者等に対し、自転車損害賠償責任保険等への加入に関する情報を提供するよう努めるものとする。

3 事業者は、その従業者のうちに通勤方法として自転車を利用する者がいるときは、当該利用者に対し、当該利用に係る自転車損害賠償責任保険等への加入の有無を確認するよう努めるものとする。

4 学校の長は、在学する児童、生徒又は学生のうちに通学方法として自転車を利用する者がいるときは、当該利用者及びその保護者に対し、当該利用に係る自転車損害賠償責任保険等への加入の有無を確認するよう努めるものとする。

5 第二項の規定は、前三項の場合について準用する。

#### (自転車損害賠償責任保険等に関する情報提供)

第十五条 県は、市町村、事業者、交通安全団体及び自転車損害賠償責任保険等を引き受ける保険者と連携し、自転車損害賠償責任保険等への加入を促進するため、自転車損害賠償責任保険等に関する情報を提供するものとする。

2 事業者は、その従業者に対し、自転車損害賠償責任保険等に関する情報を提供するように努めるものとする。

3 学校の長は、在学する児童、生徒又は学生及びその保護者に対し、自転車損害賠償責任保険等に関する情報を提供するように努めるものとする。

#### 附 則

この条例は、令和三年四月一日から施行する。ただし、第十三条及び第十四条の規定は、同年六月一日から施行する。

#### 理 由

自転車の安全で適正な利用の促進に関し、県、自転車利用者等の責務を明らかにするとともに、自転車の安全で適正な利用の促進に関する施策等及び自転車損害賠償責任保険等への加入等について定めることにより、自転車の利用に係る交通事故の防止及び被害者の保護を図るため、条例を制定したいので提出する。

第二百二十七号議案

工事請負契約の締結について

次のように工事請負契約を締結することについて、議会の議決に付すべき契約及び特に重要な公の施設の廃止に関する条例（昭和三十九年大分県条例第二十九号）第二条の規定により、議決を求める。

令和二年十一月二十五日提出

大分県知事 広 瀬 勝 貞

- 一 契約の目的 県立聾学校校舎新築工事
- 二 工事の概要 鉄筋コンクリート造四階建 延面積 四千六百八十七平方メートル
- 三 契約の方法 一般競争入札
- 四 契約金額 十一億八千六百六十六万三千四百円
- 五 工期 着工 契約締結の日の翌日  
完成 令和四年二月十日
- 六 契約の相手方 大分市大道町五丁目四番十四号  
熊野・後藤総合建設工事共同企業体  
代表者 株式会社熊野建設  
代表取締役 佐藤俊治

理由

県立聾学校校舎の新築に係る工事請負契約を締結したいので提出する。

第二百二十八号議案

警察署の名称、位置及び管轄区域条例等の一部改正について

警察署の名称、位置及び管轄区域条例等の一部を改正する条例を次のように定める。

令和二年十一月二十五日提出

大分県知事 広 瀬 勝 貞

警察署の名称、位置及び管轄区域条例等の一部を改正する条例

(警察署の名称、位置及び管轄区域条例の一部改正)

第一条 警察署の名称、位置及び管轄区域条例(昭和二十九年大分県条例第二十七号)の一部を次のように改正する。

別表の大分県大分中央警察署の項中「畑中五丁目」の下に「、賀来新川一丁目、賀来新川二丁目、荏隈町一丁目、荏隈町二丁目、尼が瀬一丁目、尼が瀬二丁目、尼が瀬三丁目、南太平寺一丁目、南太平寺二丁目、南太平寺三丁目、南太平寺四丁目、上田町一丁目、上田町二丁目、上田町三丁目、羽屋新町一丁目、羽屋新町二丁目、羽屋新町三丁目、羽屋一丁目、羽屋二丁目、羽屋三丁目、羽屋四丁目、古国府一丁目、古国府二丁目、古国府三丁目、古国府四丁目、古国府五丁目、古国府六丁目、花園一丁目、花園二丁目、花園三丁目、広瀬町一丁目、広瀬町二丁目」を加え、「、大字豊饒」を削り、同表の大分県大分南警察署の項中「田尻北」の下に「、木上台一丁目、木上台二丁目」を加える。

(大分県婦人相談所の設置及び管理に関する条例の一部改正)

第二条 大分県婦人相談所の設置及び管理に関する条例(昭和三十九年大分県条例第三十四号)の一部を次のように改正する。

第二条中「大分市大字荏隈字栗迫四百九十八番地」を「大分市荏隈町二丁目三番一号」に改める。

(大分県婦人寮の設置及び管理に関する条例の一部改正)

第三条 大分県婦人寮の設置及び管理に関する条例(昭和三十九年大分県条例第三十五号)の一部を次のように改正する。

第二条中「大分市大字荏隈字栗迫四百九十八番地」を「大分市荏隈町二丁目三番一号」に改める。

(大分県立学校の設置に関する条例の一部改正)

第四条 大分県立学校の設置に関する条例(昭和三十九年大分県条例第五十七号)の一部を次のように改正する。

別表の高等学校の部の大分県立大分雄城台高等学校の項中「大分市大字玉澤一、二五〇番地」を「大分市大字玉沢一、二五〇番地」に改め、同部の大分県立大分豊府高等学校の項中「大分市大字羽屋六〇〇番地」を「大分市花園三丁目三番一号」に改め、同部の大分県立臼杵高等学校の項中「臼杵市大字海添二、五二二番地」を「臼杵市大字海添二、五

二番地一」に改め、同表の中学校の部の大分県立大分豊府中学校の項中「大分市大字羽屋六〇〇番地一」を「大分市花園三丁目三番一号」に改める。

(大分県県営住宅等の設置及び管理に関する条例の一部改正)

第五条 大分県県営住宅等の設置及び管理に関する条例(平成九年大分県条例第二十七号)の一部を次のように改正する。

別表第一中「大分市大字古国府」を「大分市花園三丁目」に改める。

附 則

この条例は、令和三年一月十六日から施行する。

理 由

大分市の大字賀来、大字荏隈等の各区域の一部が新たな町の区域として画されることに伴い、大分県大分中央警察署及び大分県大分南警察署の管轄区域並びに公の施設の位置の表示について、規定を整備する必要があるので提出する。

職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例案の概要

項目 1 : 職員の給与に関する条例の一部改正 (第 1 条及び第 2 条関係)

項 目	改 正 内 容	備 考																			
期末手当	期末・勤勉手当の年間支給月数の引下げ (4.50月→4.45月)に係る12月期の支給月数 の改正 (引下げ分は期末手当に配分) <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">期末手当</th> <th rowspan="2">6月期</th> <th colspan="2">12月期</th> </tr> <tr> <th>現 行</th> <th>改 正 後</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>一般職員</td> <td>1.3</td> <td>1.3</td> <td>1.25</td> </tr> <tr> <td>特定管理職員</td> <td>1.1</td> <td>1.1</td> <td>1.05</td> </tr> </tbody> </table>	期末手当	6月期	12月期		現 行	改 正 後	一般職員	1.3	1.3	1.25	特定管理職員	1.1	1.1	1.05	令和2年12月1日 適用					
	期末手当			6月期	12月期																
現 行		改 正 後																			
一般職員	1.3	1.3	1.25																		
特定管理職員	1.1	1.1	1.05																		
	6月期と12月期の支給月数の改正 (4.45月) (均等になるように配分) <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">期末手当</th> <th colspan="2">6月期</th> <th colspan="2">12月期</th> </tr> <tr> <th>R2.6月</th> <th>改 正 後</th> <th>R2.12月</th> <th>改 正 後</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>一般職員</td> <td>1.3</td> <td>1.275</td> <td>1.25</td> <td>1.275</td> </tr> <tr> <td>特定管理職員</td> <td>1.1</td> <td>1.075</td> <td>1.05</td> <td>1.075</td> </tr> </tbody> </table>	期末手当	6月期		12月期		R2.6月	改 正 後	R2.12月	改 正 後	一般職員	1.3	1.275	1.25	1.275	特定管理職員	1.1	1.075	1.05	1.075	令和3年4月1日 施行
期末手当	6月期		12月期																		
	R2.6月	改 正 後	R2.12月	改 正 後																	
一般職員	1.3	1.275	1.25	1.275																	
特定管理職員	1.1	1.075	1.05	1.075																	

項目 2 : 一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正 (第 3 条及び第 4 条関係)

項 目	改 正 内 容	備 考												
期末手当	年間支給月数の引下げ (3.40月→3.35月)に 係る12月期の支給月数の改正 <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">6月期</th> <th colspan="2">12月期</th> </tr> <tr> <th>現 行</th> <th>改 正 後</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1.7</td> <td>1.7</td> <td>1.65</td> </tr> </tbody> </table>	6月期	12月期		現 行	改 正 後	1.7	1.7	1.65	令和2年12月1日 適用				
	6月期		12月期											
現 行		改 正 後												
1.7	1.7	1.65												
	6月期と12月期の支給月数の改正 (3.35月) (均等になるように配分) <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <thead> <tr> <th colspan="2">6月期</th> <th colspan="2">12月期</th> </tr> <tr> <th>R2.6月</th> <th>改 正 後</th> <th>R2.12月</th> <th>改 正 後</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1.7</td> <td>1.675</td> <td>1.65</td> <td>1.675</td> </tr> </tbody> </table>	6月期		12月期		R2.6月	改 正 後	R2.12月	改 正 後	1.7	1.675	1.65	1.675	令和3年4月1日 施行
6月期		12月期												
R2.6月	改 正 後	R2.12月	改 正 後											
1.7	1.675	1.65	1.675											

## 項目3：一般職の任期付研究員の採用等に関する条例の一部改正（第5条及び第6条関係）

項 目	改 正 内 容	備 考												
期末手当	年間支給月数の引下げ（3.40月→3.35月）に係る12月期の支給月数の改正 <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">6月期</th> <th colspan="2">12月期</th> </tr> <tr> <th></th> <th></th> <th>現 行</th> <th>改 正 後</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td></td> <td>1.7</td> <td>1.65</td> </tr> </tbody> </table>	6月期		12月期				現 行	改 正 後			1.7	1.65	令和2年12月1日適用
	6月期		12月期											
		現 行	改 正 後											
		1.7	1.65											
6月期と12月期の支給月数の改正（3.35月）（均等になるように配分） <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">6月期</th> <th colspan="2">12月期</th> </tr> <tr> <th>R2.6月</th> <th>改 正 後</th> <th>R2.12月</th> <th>改 正 後</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1.7</td> <td>1.675</td> <td>1.65</td> <td>1.675</td> </tr> </tbody> </table>	6月期		12月期		R2.6月	改 正 後	R2.12月	改 正 後	1.7	1.675	1.65	1.675	令和3年4月1日施行	
6月期		12月期												
R2.6月	改 正 後	R2.12月	改 正 後											
1.7	1.675	1.65	1.675											

## 項目4：特別職の常勤職員の給与等に関する条例の一部改正（第7条及び第8条関係）

項 目	改 正 内 容	備 考												
期末手当	年間支給月数の引下げ（3.40月→3.35月）に係る12月期の支給月数の改正 <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">6月期</th> <th colspan="2">12月期</th> </tr> <tr> <th></th> <th></th> <th>現 行</th> <th>改 正 後</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td></td> <td>1.7</td> <td>1.65</td> </tr> </tbody> </table>	6月期		12月期				現 行	改 正 後			1.7	1.65	令和2年12月1日適用
	6月期		12月期											
		現 行	改 正 後											
		1.7	1.65											
6月期と12月期の支給月数の改正（3.35月）（均等になるように配分） <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">6月期</th> <th colspan="2">12月期</th> </tr> <tr> <th>R2.6月</th> <th>改 正 後</th> <th>R2.12月</th> <th>改 正 後</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1.7</td> <td>1.675</td> <td>1.65</td> <td>1.675</td> </tr> </tbody> </table>	6月期		12月期		R2.6月	改 正 後	R2.12月	改 正 後	1.7	1.675	1.65	1.675	令和3年4月1日施行	
6月期		12月期												
R2.6月	改 正 後	R2.12月	改 正 後											
1.7	1.675	1.65	1.675											

## 項目5：大分県議会議員の議員報酬及び費用弁償条例の一部改正（第9条及び第10条関係）

項 目	改 正 内 容	備 考												
期末手当	年間支給月数の引上げ（3.40月→3.35月）に係る12月期の支給月数の改正 <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">6月期</th> <th colspan="2">12月期</th> </tr> <tr> <th></th> <th></th> <th>現 行</th> <th>改 正 後</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td></td> <td>1.7</td> <td>1.65</td> </tr> </tbody> </table>	6月期		12月期				現 行	改 正 後			1.7	1.65	令和2年12月1日適用
	6月期		12月期											
		現 行	改 正 後											
		1.7	1.65											
6月期と12月期の支給月数の改正（3.35月）（均等になるように配分） <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">6月期</th> <th colspan="2">12月期</th> </tr> <tr> <th>R2.6月</th> <th>改 正 後</th> <th>R2.12月</th> <th>改 正 後</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1.7</td> <td>1.675</td> <td>1.65</td> <td>1.675</td> </tr> </tbody> </table>	6月期		12月期		R2.6月	改 正 後	R2.12月	改 正 後	1.7	1.675	1.65	1.675	令和3年4月1日施行	
6月期		12月期												
R2.6月	改 正 後	R2.12月	改 正 後											
1.7	1.675	1.65	1.675											

## 附則

項 目	改 正 内 容
	施行期日 第1条、第3条、第5条、第7条及び第9条の規定は、公布の日から施行する。ただし第2条、第4条、第6条、第8条及び第10条の規定は、令和3年4月1日から施行する。



# 大分県使用料及び手数料条例の一部改正について

(所管：総務部)

## 1 改正理由

公益財団法人 大分県体育協会 が大分県スポーツ協会に名称変更したことに伴い、大分県使用料及び手数料条例の別表第一の『大分県立武道スポーツセンター』及び『大分県立フェンシング場』の備考欄の一部を改正する。

## 2 改正内容

(別表第一)

公の施設の名称	備 考	
	現 行	改 正 案
大分県立 武道スポーツセンター	一 公益財団法人大分県 <u>体育</u> 協会及びその加盟団体	一 公益財団法人大分県 <u>スポーツ</u> 協会及びその加盟団体
大分県立 フェンシング場	同 上	同 上

大分県使用料及び手数料条例の一部を改正する条例(案)新旧対照表

今回改正を行う事務については当表を作成すること

改正案	第三条、第三条の二関係 別表第二	公の施設 の名称	大分県立 武道スポ ーツセン ター	使用料 の名称	略)	区 分	略)	単 位	略)	金 額	略)	備 考	1 5 略) 6 その他に使 用する場合で 次に掲げる団 体が主催して 使用するとき の上記使用料 の額、第二項 の割増額及び 第三項の加算 額は、上記使 用料の額、第 二項の割増額 及び第三項の 加算額に、そ れぞれ二分の 一を乗じた額 とする。この 場合、十円未 満の端数は、	
	現 行	第三条、第三条の二関係 別表第二	公の施設 の名称	大分県立 武道スポ ーツセン ター	使用料 の名称	略)	区 分	略)	単 位	略)	金 額	略)	備 考	1 5 略) 6 その他に使 用する場合で 次に掲げる団 体が主催して 使用するとき の上記使用料 の額、第二項 の割増額及び 第三項の加算 額は、上記使 用料の額、第 二項の割増額 及び第三項の 加算額に、そ れぞれ二分の 一を乗じた額 とする。この 場合、十円未 満の端数は、

大分県立 フェニシ ング場	
略)	
略)	
略)	
略)	
略)	略)
<p>1 5 4 略)</p> <p>5 その他に使用する場合で次に掲げる団体が主催して使用するときの上記使用料の額、第三項の割増額及び前項の加算額は、上記使用料の額、第三項の割増額及び前項の加算額に、それぞれ二分の一を乗じた額とする。</p>	<p>切り捨てる。</p> <p>一 公益財団法人 大分県スポーツ協会及びその加盟団体</p> <p>二 地方公共団体</p> <p>三 教育関係団体</p> <p>四 福祉関係法の適用を受ける団体</p>
大分県立 フェニシ ング場	
略)	
略)	
略)	
略)	
略)	略)
<p>1 5 4 略)</p> <p>5 その他に使用する場合で次に掲げる団体が主催して使用するときの上記使用料の額、第三項の割増額及び前項の加算額は、上記使用料の額、第三項の割増額及び前項の加算額に、それぞれ二分の一を乗じた額とする。</p>	<p>切り捨てる。</p> <p>一 公益財団法人 大分県体育協会及びその加盟団体</p> <p>二 地方公共団体</p> <p>三 教育関係団体</p> <p>四 福祉関係法の適用を受ける団体</p>

略	
	<p>一 公益財団                  法人大分県                  スポーツ協                  会及びその                  加盟団体                  二 地方公共                  団体                  三 教育関係                  団体                  四 福祉関係                  法の適用を                  受ける団体</p>
略	
	<p>一 公益財団                  法人大分県                  体育協会                  及びその                  加盟団体                  二 地方公共                  団体                  三 教育関係                  団体                  四 福祉関係                  法の適用を                  受ける団体</p>

## 「大分県自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例」の制定について

### 1 条例制定の背景

- (1) 自転車活用推進法の施行、自転車活用推進計画及び大分県自転車活用推進計画の策定
  - ・自転車活用推進法の施行 (H29. 5. 1)、自転車活用推進計画の策定 (H30. 6)
  - ・大分県自転車活用推進計画の策定 (R1. 12)→目標の一つに「自転車事故のない安全で安心な社会の実現」を掲げ、「ヘルメット着用の促進」や「自転車損害賠償責任保険等への加入促進」等を明記
- (2) 本県の自転車事故の特徴
  - ・世代別では高校生の負傷者数の割合が高く (95 名/370 名、25. 7%)、学年では高校 1 年生、時間帯では登下校時が多い。

### 2 条例の目的

自転車の利用に係る交通事故の防止及び被害者の保護を図り、県民が安全に安心して暮らすことができる地域社会を実現

### 3 条例のポイント

- (1) 自転車の安全で適正な利用を促進するため、県民総ぐるみによる自転車安全教育等の実施 (第 9 条「自転車交通安全教育等」)
  - ・「県、事業者、学校、保護者」等の関係者が、自転車利用者へ安全で適正な利用に関する理解を深めることができるよう、交通安全教育等に努める
- (2) 自転車の利用に係る交通事故防止・被害軽減対策 (第 1 2 条「自転車利用時の安全上の措置」)
  - ・自転車利用時に、反射材の使用、乗車用ヘルメットや頭部保護帽子等の器具の使用に努める
  - ・自転車を利用して通学する児童、生徒、学生は、乗車用ヘルメットの着用に努める
- (3) 自転車による交通事故被害者保護対策 (第 1 3 条「自転車損害賠償責任保険等への加入」)
  - ・自転車利用者や保護者等は、自転車損害賠償責任保険等に加入しなければならないことを義務化

### 4 施行期日

令和 3 年 4 月 1 日

(損害賠償責任保険に係る第 1 3 条及び第 1 4 条の規定は令和 3 年 6 月 1 日)

## 大分県自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例案（条文骨子）

### 【第一章 総則】 第1条～第8条

#### 第1条（目的）

この条例は、自転車の安全で適正な利用の促進に関し、

- ・ 県、自転車利用者、県民、事業者及び交通安全団体の責務等を明らかにするとともに、
- ・ 自転車の安全で適正な利用に関する施策等及び自転車損害賠償責任保険等への加入等について定めることにより、
- ・ 自転車の利用に係る交通事故の防止及び被害者の保護を図り、県民が安全に安心して暮らすことができる地域社会の実現に寄与すること

#### 第2条（定義）

- ・ 自転車：道路交通法第2条第1項第11号の2に規定する自転車をいう
- ・ 自転車損害賠償責任保険等：自転車の運行によって他人の生命又は身体が害された場合の損害賠償を保障することができる保険又は共済をいう

#### 第3条～第8条（県の責務等）

- ・ 県の責務：自転車の安全で適正な利用の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進する責務を有する
- ・ 自転車利用者の責務：自転車が道路交通法に規定する車両であることを認識し、関係法令を遵守のうえ、自転車を安全で適正に利用すること  
（遵守事項の例示：無灯火運転・飲酒運転・傘差し運転の禁止、携帯電話用装置使用等による運転の禁止）
- ・ 県民の責務：自転車の安全で適正な利用に関する理解を深め、学校、地域等における取組に参加するよう努めること
- ・ 県及び市町村が実施する施策に協力するよう努めること
- ・ 事業者の責務：自転車の安全で適正な利用の促進に関する取組を推進し、県及び市町村が実施する施策に協力するよう努めること
- ・ 交通安全団体の責務：自転車の安全で適正な利用に関する活動を積極的に推進し、県及び市町村が実施する施策に協力するよう努めること
- ・ 関係機関等との連携：県が施策を推進するに当たり、国、市町村、事業者及び交通安全団体との連携を図ること

### 【第二章 自転車の安全で適正な利用の促進に関する施策等】 第9条

#### 第9条（自転車交通安全教育等）

- ・ 県民等に対する交通安全教育等：県が県民に対する交通安全教育及び啓発、事業者及び交通安全団体等に対する情報提供等を講ずること
- ・ 事業者による交通安全教育：従業者が自転車の安全で適正な利用に関する理解を深めることのできるよう、研修の実施等に努めること
- ・ 学校の長による交通安全教育：児童、生徒又は学生が自転車の安全で適正な利用に関する理解を深めることができるよう、発達の段階に応じた交通安全教育を行うよう努めること
- ・ 保護者による交通安全教育：監護する未成年者に対し、自転車を安全で適正に利用するために必要な教育を行うよう努めること
- ・ 高齢者の家族等：高齢者に対し反射材及び交通事故の被害を軽減する器具の使用その他の安全上の措置に関する助言に努めること

## 【第二章 自転車の安全で適正な利用の促進に関する施策等】 第10条～第12条

### 第10条（道路交通環境の整備等）

県は、国、市町村、交通安全団体その他の団体と連携し、道路交通環境の整備及び保全のために必要な措置を講ずること

### 第11条（自転車の点検及び整備等）

- ・自転車利用者、自転車利用事業者、自転車貸付事業者：利用し、又は事業の用に供する自転車の必要な点検及び整備に努めること
- ・保護者：監護する未成年者が利用する自転車の必要な点検及び整備に努めること
- ・自転車小売等事業者：自転車を販売し、又は整備するときは、自転車の点検及び整備の必要性に関する情報提供に努めること
- ・自転車利用者：利用する自転車について施錠等盗難防止のための措置を講ずるよう努めること

### 第12条（自転車利用時の安全上の措置）

- ・自転車利用者：自らの安全を確保するため、反射材及び交通事故の被害を軽減する器具の使用その他の安全上の措置に努めること
- ・自転車を利用して通学する児童、生徒又は学生～乗車用ヘルメットの着用に努めること
- ・学校の長：在学する児童、生徒又は学生に対し乗車用ヘルメットの着用その他の安全上の措置に関する指導に努めること
- ・保護者：監護する未成年者に対し反射材及び交通事故の被害を軽減する器具の使用その他の安全上の措置に関する指導に努めること
- ・高齢者の家族等：高齢者に対し反射材及び交通事故の被害を軽減する器具の使用その他の安全上の措置に関する助言に努めること

## 【第三章 自転車損害賠償責任保険等への加入等】 第13条～第15条

### 第13条（自転車損害賠償責任保険等への加入）

次の者は、自転車損害賠償責任保険等（以下「保険」という。）に加入しなければならない

- ①自転車利用者（未成年者を除く）
- ②自転車を利用する未成年者を監護する保護者
- ③自転車を利用する事業者
- ④自転車貸付事業者

### 第14条（自転車損害賠償責任保険等への加入の確認等）

- ・自転車小売等事業者：自転車を購入し、又は整備を受けようとする者に対し保険加入の確認に努めること、加入の確認ができないときは保険加入に関する情報提供に努めること
- ・事業者：自転車通勤の従業者に対し保険加入の確認に努めること、加入の確認ができないときは保険加入に関する情報提供に努めること
- ・学校の長：自転車通学の児童、生徒又は学生及びその保護者に対し保険加入の確認に努めること、加入の確認ができないときは保険加入に関する情報提供に努めること

### 第15条（自転車損害賠償責任保険等に関する情報提供）

- ・県：市町村、事業者、交通安全団体及び保険を引き受ける保険者と連携し、保険加入を促進するため、保険に関する情報を提供すること
- ・事業者：従業者に対し保険に関する情報提供に努めること
- ・学校の長：児童、生徒又は学生及びその保護者に対し保険に関する情報提供に努めること

## 施行期日

令和3年4月1日から施行する。ただし、第13条及び第14条の規定は、令和3年6月1日から施行する。

## 第 127 号議案 工事請負契約の締結について

## 県立聾学校校舎新築工事について

議会の議決に付すべき契約及び特に重要な公の施設の廃止に関する条例第2条により、議会の議決に付さなければならない契約は予定価格5億円以上の工事とされているため、本工事の契約締結に当たり、本議会に議案を提出するもの。

- |          |  |
|----------|--|
| 1 事業名    | 県立学校施設整備事業   |
| 2 契約の目的  | 県立聾学校校舎新築工事  |
| 3 工事の概要  | 鉄筋コンクリート造 4階建 延面積 4,687㎡                                       |
| 4 契約の方法  | 一般競争入札(要件設定型総合評価落札方式)  |
| 5 契約金額   | 1,186,663,104円(税込み) ※予定価格:1,289,851,200円 落札率:92%               |
| 6 工期     | 令和4年2月10日  |
| 7 契約の相手方 | 大分市大道町5丁目4番14号<br>熊野・後藤総合建設工事共同企業体<br>代表者 株式会社熊野建設 代表取締役 佐藤 俊治 |





## 第128号議案 警察署の名称、位置及び管轄区域条例等の一部改正について

## 大分県立学校の設置に関する条例の一部改正について

## 1. 改正理由

住居表示に関する法律第3条第1項及び第2項の規定に基づき、大分市羽屋区域で住居表示が実施されるため、大分豊府高等学校・大分豊府中学校の位置を改正するもの

## 住居表示に関する法律

- 第三条 市町村は、住居表示の実施のため、議会の議決を経て、市街地につき、区域を定め、当該区域における住居表示の方法を定めなければならない。
- 2 市町村は、前項の規定により区域及びその区域における住居表示の方法を定めたときは、当該区域について、街区符号及び住居番号又は道路の名称及び住居番号をつけなければならない。

併せて、位置表示に旧字体が使われていた大分雄城台高等学校と市道拡幅に伴う用地買収による土地の分筆のため地番の変更があった臼杵高等学校についても改正を行う。

## 2. 改正内容

名 称	現 行	改 正 案
大分県立大分豊府高等学校	大分市大字羽屋600番地1	大分市花園3丁目3番1号
大分県立大分豊府中学校	大分市大字羽屋600番地1	大分市花園3丁目3番1号
大分県立大分雄城台高等学校	大分市大字玉澤1, 250番地	大分市大字玉沢1, 250番地
大分県立臼杵高等学校	臼杵市大字海添2, 521番地	臼杵市大字海添2, 521番地 <sup>1</sup>

## 3. 施行期日

令和3年1月16日（住居表示の実施期日）